

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県東筑摩郡山形村
- 二 構造改革特別区域の名称 信州山形ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県東筑摩郡山形村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊田市
- 二 構造改革特別区域の名称 豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊田市の区域の一部（日南町、月見町、若宮町、昭和町、竹生町、久保町、日之出町、中島町、寺部町、高橋町、上野町、千石町、広川町、森町、白浜町、八幡町、挙母町、喜多町、神明町、桜町、元城町、西町、小坂本町、小坂町、神田町、十塚町、砂町、瑞穂町、広路町、長興寺、元宮町、松ヶ枝町、錦町、金谷町、常盤町、樹木町、上挙母、朝日ヶ丘、御幸町、新生町及び細谷町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（一〇五（一〇六

・一〇七）・一二三二）

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新宮市
- 二 構造改革特別区域の名称 新宮市安全で安心な給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新宮市の区域の一部（丹鶴地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県
- 二 構造改革特別区域の名称 鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取市
- 二 構造改革特別区域の名称 鳥取市五しの里さじどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取市の区域の一部（佐治地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県海部郡美波町
- 二 構造改革特別区域の名称 美波町公立保育園給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 徳島県海部郡美波町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）